

平成26年 1月28日
近畿中国森林管理局

農薬散布を伴う事業の入札に参加を希望される方々へ

今般、「住宅地等における農薬使用について（平成25年6月1日付け25林整研第117号林野庁長官通達）」が施行され、農薬散布を伴う事業の入札参加資格として、農薬の取扱いに関する専門的資格等を有している者を含めることが推奨されています。このため、近畿中国森林管理局管内の森林管理署等では、平成26年度から実施する農薬散布を伴う事業の入札の参加資格に、下記の資格要件を追加することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1 対象事業

- (1) 松くい虫防除事業（地上散布、伐倒駆除（くん蒸処理）、樹幹注入）
- (2) ナラ枯れ被害対策事業（伐倒くん蒸処理、立木くん蒸処理、樹幹注入）
- (3) 薬剤散布を伴う造林事業

2 資格要件

上記事業の実施にあたって、当該事業の実施上の責任者が当該事業実施箇所の地方公共団体が指定する研修を受けていること又は以下のいずれかの資格を有していること。

- (1) 地方公共団体が認定する資格（農薬管理指導士、農薬適正アドバイザー）
- (2) 緑の安全管理士
- (3) 技術士（農業部門・植物保護又は森林部門・林業）
- (4) 樹木医又は松保護士（松保護士は松くい虫防除事業のみ適用）
- (5) (1)～(4)に準ずると認められる薬剤や病虫害防除に関する資格

なお、当該事業の実施上の責任者が上記の資格を有しない場合、当面の間の対応として、入札公告の事業又は同種の事業（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業）に2年以上従事している者であること。

（2年以上従事は農薬管理指導士の受講資格と同様である。）